

## 山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務委託 仕様書

### 1. 目的

山口市では、脱炭素社会の実現に向けて、自転車を活用したまちづくりの推進を目指している。NHK大河ドラマで注目された歴史遺産や風光明媚な自然環境に恵まれた当市のポテンシャルを生かしてサイクリングの目的地として当市が選ばれるためには、様々な目的のサイクリストに訴求する魅力的な観光コンテンツ開発と効果的な情報発信が重要となる。

本業務では、サステイナブルな観光ツールである自転車を活用して、持続可能な地域資源の観光利用と地域づくりを行うため、その土台となる山口市自転車活用推進計画（案）を策定すること、そして当市の「歴史」・「自然」・「食」を自転車で有機的につなげ、周遊観光を促し、観光誘客の促進と交流人口の拡大を図るため新たなサイクリングコースの提案とそのプロモーションによって地域の活性化を目指すことを目的とする。

### 2. 名称

山口市自転車活用推進計画策定及びサイクリングコースの提案・PR等実施業務委託

### 3. 履行場所

山口市及び山口市が指定する場所

### 4. 委託期間

契約の日から令和7年2月28日（金）まで

### 5. 業務内容

#### 【計画策定】

山口市自転車活用推進計画（案）の策定にあたっては、国の第2次自転車活用推進計画や岐阜県が今年度県第2次計画の策定に向けて検討している動向を踏まえ、自転車の活用推進に向けて実施すべき施策等の検討を行い、当市の上位・関連計画を整理し策定することとする。

- (1) 計画を策定するにあたり、業務内容を具体化し、その妥当な手順・進め方を立案すること。
- (2) 当市における自転車の利用実態や通行・駐輪環境の整備状況・利用状況等のデータを収集・整理・分析し、国及び県の計画に示された自転車を巡る現状及び課題等も参考に、自転車を取り巻く現状と課題を整理すること。
- (3) (2) で整理した課題を踏まえ、計画目標及び目標の達成に向けて実施すべき施

策を長期的・短期的な視点から検討すること。なお、実施すべき施策については、関連部署における施策の実施状況や関連団体の意見等を踏まえ、具体的な取り組み内容を検討するとともに、スケジュールや実施体制等も整理すること。

- (4) 計画策定にあたっては、必要に応じて今後設置を検討している山県市自転車活用推進協議会で使用する資料の作成を行うこと。また、協議会の各委員からの意見等に対して随時委託者と協議の上対応すること。

#### 【サイクリングコースの提案・PR等】

現在本市には鳥羽川サイクリングロードが整備されているが、その他にサイクリングロードとして認定されたコースなどはない。しかしながら、写真を切り口にPRを強化した風光明媚な自然や近年オープンした体験農園や賑わい施設などの影響で徐々にサイクリストにも訪れてもらえる環境が整いつつある。こうした好機を逃さないように、これまではどこか一つの施設に立ち寄って帰られてしまう滞在時間の短さが大きな課題であったが、自転車をツールにサイクリングコースを作ることで、市内の観光施設や飲食店等を線でつなぎ、市内を周遊してもらえる仕掛けをつくる。また、単にコースを作っておしまいでなく、サイクリストを中心に継続して人を呼び込めるものとなるようにデジタル等を駆使してサイクリングコースのPRを実施する。

また、今年度の業務のターゲットはサイクリストの上級者向けとする。

- (1) サイクリングコースの選定（4コース以上）
- (2) サイクリングコースのマップ作成（冊子版とデジタル版）
- (3) SNSなどを活用したサイクリングコースのPR

※今年度、本業務とは別に自転車で出かけたくなるまち・山県市をトータルにPRできる映像によるプロモーション事業を実施する予定であるため、本業務での動画の制作は求めないが、業務実施にあたって効果的であると認められる場合はその限りではない

- (4) サイクリングコース開設記念イベント等の実施（2回以上）

※タレントやインスタグラマーなど集客力のある人を起用すること。また、プロポールの企画提案書に起用を想定する人を記載すること

## 6. 組織体制等

本業務の効率的な運営のため、事業責任者を置き、総括責任者を筆頭に指示系統を明確にすること。

## 7. 業務の実効性確保

- (1) 本業務の実施に関して、委託者の指示に誠意をもって適正に対応するとともに、業務の円滑な実施に努めること。
- (2) 受託者は、委託者と綿密な打ち合わせを行い、進捗に応じてその都度必要な情報提

供を行うなど、本業務を適正に執行すること。

(3) 受託者は本事業の実施に当たり、適宜受注した事業を明示して行うこと。

## 8. 成果物

成果物は、期限内に次のものを提出すること。

- ①山縣市自転車活用推進計画（案）を提出すること。
- ②打合せ資料や企画書を速やかに提出すること。
- ③本業務で作成するサイクリングマップ等は都度委託者と協議の上、定められた期日までに指定の媒体で提出すること。
- ④電子データについては、ワード・エクセル・パワーポイント・PDF・JPEGのいずれかとし、DVD・HDD等に記録して納品すること。また、電子データの提出の際はエラーがないことを確認し、ウイルス対策を行い提出すること。
- ⑤事業終了後は、速やかに業務完了届と事業実績報告書を提出すること。
- ⑥その他委託者が必要とするもの。

## 9. 検査

- (1) 受託者は委託業務を完了したときは、速やかに委託者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- (2) 委託者は前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に受託者等立会いのもとに委託業務の完了を確認するための検査をしなければならない。

## 10. 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

### 11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 業務上知り得た個人情報や法人情報は、受託者の責任において厳重に管理するとともに、他の目的への転用等は絶対に行わないこと。
- (2) 受託者は事業実施に当たり収集する個人情報及び法人情報について、その個人及び法人に対し委託者へ情報提供することを事前に説明し同意を得ること。
- (3) 事業実施に当たり収集した個人情報や法人情報は委託者に帰属するものとし、委託者の指示に従い提供を行うこと。
- (4) ここに定めのないことについては、別紙「個人情報取扱特記事項」に定める。

### 12. その他実施上の留意点

- (1) 本業務の実施に必要な法的手続きに適切に対応すること。

- (2) 受託者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日に属する年度終了後5年間保管しなければならない。
- (3) 本業務において作成した成果物及び策定段階におけるデータ等に関する権利並びに著作物等に関する一切の権利は委託者に帰属する。
- (4) 本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託業者を書面で提示し、委託者の了承を得ること。また受託者は、再委託の先の行為について全責任を負うこと。
- (5) 業務終了後、成果物に誤り等が認められた場合には、受託者の責任において速やかにその誤りを訂正しなければならない。
- (6) 委託者が実施する観光や広報等魅力発信事業と連携を図ること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項及び業務実施中に生じた疑義は、委託者と受託者双方による協議のうえ決定する。